

イスラエルの輸入規制の概要
(平成26年5月1日時点)

- (1) イスラエルは、8県(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉)産の全ての食品について、イスラエルにおいて全ロットのモニタリング検査を実施しています。

ただし、農林水産省のホームページに掲載している放射性物質検査機関(下記参照)が発行した下表の放射性物質の基準値以下であること証明した放射性物質検査結果報告書を添付した場合には、イスラエルにおけるモニタリング検査は免除されます。

イスラエル向け日本産食品に適用される放射性物質の最大許容値 (Bq/kg)

放射性物質	乳児用食品	牛乳・乳飲料	飲料水・緑茶	その他の食品
セシウム134及び セシウム137	50	50	10	100

※日本の基準値に対応

- (2) なお、イスラエルにおけるモニタリング検査の対象となった食品については、25,000 シェケルの小切手を納付(検査終了後には返却)することにより、サンプル抽出後は検査結果を待たず、任意の倉庫に移動することが可能です。
- (3) 8県産以外の全ての食品については、(4)を除き、他の国から輸入される食品と同じ扱いとなります。
- (4) その他、すべての食品について、当該食品の産地(都道府県)を確認することができる書類(インボイス等)を添付することが必要です。

※「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」
ホームページアドレス

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html